権利擁護センター
「架け橋（かけはし）」

自立相談支援事業・権利擁護事業

生活のしづらさを
感じている

将来への不安

仕事を辞めて
収入がない

お金の管理が不安

家賃が払えない

相談をどこにすれば
よいかわからない

自分らしく　安心した生活ができるよう　お手伝いします。

お気軽にご相談ください！

☎0736-66-1211

社会福祉法人　紀の川市社会福祉協議会

〒649-6111　和歌山県紀の川市桃山町最上 1253 番地 2（桃山保健福祉センター内）

権利擁護センター「架け橋（かけはし）」では・・・

不安や生活のしづらさを感じている方、お金や仕事がなく生活に困っている方、認知症のある方や知的障がい・精神障がいのある方など支援を必要とする方が、地域で自分らしく安心して暮らせるように寄り添いお手伝いします。

●成年後見制度の利用支援

認知症や障がいなどで判断能力が十分でない方を対象に、成年後見制度等を活用し、財産管理や身上保護を中心とする権利擁護の支援が利用できるように繋げます。

＊成年後見制度の利用相談・普及啓発
＊支援の調整・受任者調整
＊申立て支援
＊後見人等のフォローアップ

●権利擁護事業

自分で金銭や大切な書類を管理することに、不安を抱えている方に対し、その方の判断能力に応じた制度を利用し、日常的な手続き・金銭管理や福祉サービスの利用など必要な支援が利用できるようお手伝いします。

＊日常金銭管理等事業

・判断能力はあるが、財産の保全・管理を行うことが困難な者

支援内容：福祉サービス利用援助・日常生活上の手続きに関する援助・日常的金銭管理サービス・書類等預かりサービス

＊福祉サービス利用援助事業

・判断能力が十分でない高齢者・知的障がい・精神障がいのある方

支援内容：福祉サービス利用援助・日常生活上の手続きに関する援助・日常的金銭管理サービス・書類等預かりサービス

＊成年後見制度（法人後見）

・判断能力が不十分で高齢者・知的障がい・精神障がいのある方

支援内容：財産管理・身上保護

●自立相談支援事業

仕事や住まい、家計などでの困りごとや不安を抱えている方の相談窓口です。

＊就労に関する相談（就労支援）…ハローワーク等の関係機関などを紹介し必要な支援が受けられるようお手伝いします。
＊生活に関する相談…生活の立て直しに向け、利用可能な制度の提案・アドバイスをします。

●生活福祉資金の貸付

所得の比較的少ない世帯や家族の中に障がいのある方や介護を要する高齢者のいる世帯の自立と安定を図ることを目的とした和歌山県社会福祉協議会が実施する貸付制度です。

＊総合支援資金
＊福祉資金
＊教育支援資金
＊不動産担保型生活資金

●相談所の開設

日常生活のあらゆる心配ごとに対し相談窓口を設置しています。

＊心配ごと相談…原則毎週火曜日
午後１時３０分～午後３時３０分

＊弁護士相談…原則毎月第４水曜日
午後１時～午後４時（予約制）